

枚方市立長尾中学校PTA規約

卒業まで大切に保管ください。

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、長尾中学校PTAと呼び、事務所を長尾中学校に置きます。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、家庭と学校及び関係機関が一体となって、生徒の幸福な成長をはかることを目的とします。

第3条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行います。

1. 会員としての資質を高めるように努めます。
2. 学校と家庭との緊密な連携によって、生徒の健全な活動を助成します。
3. 地域社会が、生徒のよき環境となるよう努めます。
4. 公費による教育の充実に努めます。
5. その他、この会の目的達成に必要なことを行います。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従います。

1. 本会は、他の団体又は機関の支配や干渉は受けません。
2. 目的を同じくする団体及び機関と協力します。
3. 特定の政党や宗教を支持したり、又営利を目的とする行為は行いません。
4. 学校の人事、その他管理経営等には干渉しません。

第4章 会員

第5条 この会の会員は次の通りです。

1. 本校に在籍する生徒の保護者。
2. 本校に勤務する教職員。
3. 第2条に定める本会の目的に賛同し、本会の会員登録用紙を提出した者。
4. 本会を退会する者は、退会届を提出します。但し、第1項、第2項に定める会員資格の喪失により退会する場合は、この限りではありません。

第6条 本会は、すべて平等の権利と義務を有します。

第7条 本会は、枚方市PTA協議会、大阪府PTA協議会、日本PTA協議会に加盟します。

第5章 経理

第8条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及び、その他の収入によって行います。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第6章 役員及び相談役

第10条 この会の役員は、次の通りです。

但し、会長を除く役員の数、諸事情に応じて増減することができます。

1. 会長 1名 保護者から選出します。
2. 副会長 2名 保護者から選出します。
3. 書記 2名 教職員より1名、保護者から1名選出します。
4. 会計 1名 教職員又は保護者から選出します。
(会計補助をおくことができます。)
5. 企画運営委員長 1名 保護者から選出します。

第11条 役員任期は1年とし、再選は防げません。

- 第12条 役員は次の職務を行います。
1. 会長は本会の代表者であり、会務を執行し、総会並びに、企画運営委員会を招集します。又会長は各委員を委嘱します。
 2. 会長はこの会の資産を管理します。
 3. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行します。
 4. 書記はこの会の庶務を担当し、総会および企画運営委員会の議事を記録し、関係書類を保管します。
 5. 会計はこの会の会計事務を担当します。
 6. 企画運営委員長は企画運営委員会の議事・進行を行います。
- 第13条 本会は、相談役を置くことができ、会長が相談役を委嘱します。
- 第7章 会計監査委員**
- 第14条 この会の経費を監査するために、2名の会計監査委員を置きます。
- 第15条 会計監査委員は、年2回会計の報告を受け、これを監査し、総会に報告します。
- 第8章 総会**
- 第16条 総会は、この会の最高決議機関です。
- 第17条 総会は、定期総会を年2回開き、役員を選出と決算報告の承認、ならびに予算案及び年間事業計画案の審議、その他重要事項の議決をします。
- 第18条 総会の成立は、会員の5分の1(委任状を含む)以上とし、議決は、出席会員の過半数の同意を必要とします。
- 第19条 臨時総会は、会長、または、会員の5分の1の要求があれば、開くことができます。
- 第9章 常任委員会及び特別委員会**
- 第20条 この会は、目的達成のために、次の委員会を常設します。
- 常任委員会は、会長承認の上、随時、会の決定は、出席委員の過半数で行います。
- 第21条 企画運営委員会
1. 企画運営委員会は各委員会によって立案された事業計画、予算を審議・検討します。
 2. 総会に提出する議案を審議・決定します。
 3. 必要あるときは、特別委員会を設けます。
- 第22条 企画運営委員会の構成は、次のとおりとします。
1. 役員
 2. 各専門委員長・副委員長
 3. 学年委員長・副委員長
 4. 校長、教頭
- 第23条
1. 企画運営委員会は、適宜開催します。
 2. 企画運営委員会の成立は、委員の2分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意を要します。
- 第24条 学年委員会
1. 学級委員は、当該学級生徒が充実した学校生活が行えるよう、先生と保護者との連絡接触に努めると共に、学年の諸運営に協力します。
 2. 学年委員会は、学年の問題や学級相互の連絡調整に努め、生徒の健全な成長に寄与します。
 3. 学年委員会は、必要に応じ、学級委員総会を行います。
総会は、全学年共通の課題を審議します。
 4. 学年委員会は、他の専門委員会と連絡調整に努めます。

第25条

専門委員会

専門委員会は、次の3つを常設します。

1. 給食委員会：生徒に安全で安心な給食が提供されるように、
会員及び新入生保護者を対象とした給食試食会を行います。
2. 広報委員会：PTA新聞を刊行し、会員に学校やPTA活動の情報を伝えます。
3. 生活指導委員会：校外の生活指導に協力し、交通安全・非行防止に努めます。
地域における会員の連携と親睦をはかり、関係団体等との連携をはかります。

第26条

特別委員会

特別委員会は必要に応じ設けられ、企画運営委員会の付記動議を審議執行します。また、この会は企画運営委員会が推薦する若干名により構成します。

第10章 改正

第27条

この規約の改正は、総会で出席人数の3分の2以上の賛成がなければなりません。この規約は、昭和54年4月1日より実施します。

細則

第1条

この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限り企画運営委員会が制度改廃の議決をとり、総会に報告します。

第2条

会費は、一世帯月額220円とします。

第3条

役員、会計監査委員及び企画運営委員長を選出は次の通りです。

(役員、会計監査委員、企画運営委員長)

1. 役員、会計監査委員、及び企画運営委員長は総会において無記名投票により選出します。
2. 役員、会計監査委員、及び企画運営委員長候補者は次の通りとします。
 - (1)自ら立候補したもの
 - (2)その他の会員から推薦されたものただし、(2)の場合は、本人の承諾を得ておかなければなりません。又本人が出席していることを必要とします。
 - (1)、(2)の場合は、選挙公示中に選挙管理委員会に届けることを必要とします。

(選挙管理委員会)

3. (1)選挙管理委員会は、推薦、立候補の有無にかかわらず、総会の2ヶ月前までに選挙管理委員4名を会員中より(企画運営委員会の承認を得て)会長が委嘱します。
 - (2)選挙管理委員会は、役員、会計監査委員、及び企画運営委員長の立候補届出期間を10日間公示します。
 - (3)選挙管理委員会は、選挙がすめば自動的に解散します。

(学年委員会)

4. (1)学年委員会は、学級単位に選出された各2名の委員によって構成します。
 - (2)学級委員は、学年ごとに学年委員会を構成し、委員長、副委員長をおきます。委員長、副委員長は、原則として学級委員の中から互選します。

(各専門委員会)

5. (1)各専門委員は学級単位に選出された委員の希望に基づき、給食・広報・生活指導の各委員を決定します。

第4条

役員、会計監査委員、及び企画運営委員長候補者の数が定数を超えない時は、投票を省略することができます。

第5条

期日までに新年度役員候補が決定しない場合、専門委員、学年委員選出の抽選対象会員の中から抽選を行い決定します。

第6条

本校での本部役員経験者は原則として永久にPTA役員(専門委員、学年委員)を免除します。
(ただし立候補はこれに限りません。)

長尾中学校PTA慶弔内規

1	慶事				
		結婚	本校職員	5,000円	
2	弔辞				
		会員死亡	花一对並びに香資	(10,000円)	会葬
		生徒死亡	花一对並びに香資	(10,000円)	弔辞、会葬
		学校職員			
		本人	花一对並びに香資	(10,000円)	弔辞、会葬
		家族実父母	花一对並びに香資	(5,000円)	会葬

この内規の規定にない事態については、企画運営委員会にはかり決定します。
ただし、緊急の場合は、会長の裁量によるものとします。

附則 この規約及び細則は、改正が承認された日から施行します。

昭和54年5月24日	制定	施行
平成元年5月19日	一部改正	施行
平成2年 2月	一部改正	施行
平成4年4月25日	一部改正	施行
平成7年3月18日	一部改正	施行
平成9年1月18日	一部改正	施行
平成9年4月1日	一部改正	施行
平成15年3月15日	一部改正	施行
平成26年5月24日	一部改正	施行
令和元年5月25日	一部改正	施行
令和2年3月7日	一部改正	施行
令和5年3月5日	一部改正	施行